

～あなたの家では課金のルールをどう決めていますか～

夏休みは子どもだけで過ごす時間が多くなります。オンラインゲームやライブ配信サービスで、保護者が知らない間に子どもが課金してしまうトラブルに注意が必要です。夏休み前に、課金の仕組みについて話し合い、トラブルを未然に防ぎましょう。

●相談事例

- 小学生の子どもが、親のスマートフォンを使ってオンラインゲームで遊び、高額な課金をしてしまった。子どもが無断でやったことなので、請求を取り消してもらえないか。
- 中学生の子どもが保護者の現金を勝手に使い、プリペイドカードでゲームに課金していた。プリペイドカードへのチャージで返金されたが、使い道がないので現金で返してほしい。
- クレジットカード会社からのメールで、ゲーム会社から5万円の請求があることが分かった。小学生の子どもが親のクレジットカードを無断で持ち出し、オンラインゲームで課金していた。

●アドバイス

- 未成年者が親の同意を得ずに契約した場合は契約を取り消すことができますが、オンラインゲームでは未成年者が契約したことを証明することが難しく、必ず取り消されるとは限りません。子どもが成年だと偽って課金した場合は、取り消しや返金が認められないケースがあります。
- 未成年者による契約の取り消しなどで返金となっても、課金時に使用した決済手段で戻されることが多く、すべてが現金で返金されるとはかぎりません。
- クレジットカードを使うことはお金を使うことと一緒に、子どもに理解させましょう。
- オンラインゲームやライブ配信サービスで課金する場合のルールを家族で話し合いましょう。
- 子どもに保護者のアカウントを利用させるのではなく、保護者が子どものアカウントを管理できる「ペアレンタルコントロール」機能を利用しましょう。

困ったことやトラブルが生じた場合は、一人で悩まず下記の相談窓口までご相談ください。

困ったときは、ピピッと相談！

【消費生活に関する相談窓口】

今治市消費生活センター	Tel 0898-36-1655
(平日 午前9時～午前12時、午後1時～午後4時)	
愛媛県消費生活センター	Tel 089-925-3700
消費者ホットライン	Tel 188 (いやや!)



県消費生活相談窓口イメージキャラクター

「こまどりのPiPi (ピピ)」